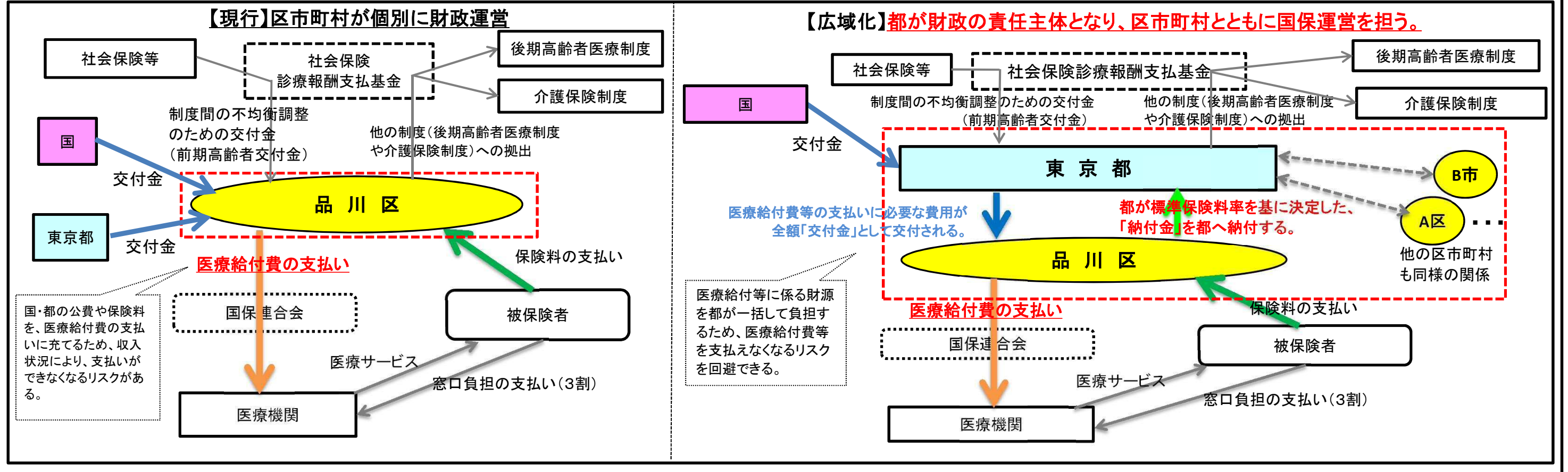


国民健康保険制度の広域化(都道府県化)の概要

厚生委員会資料
平成30年2月27日
健康推進部 国保医療年金課

① 財政運営の在り方の見直し

現在、区市町村単位で行っている国保財政運営について、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
 ⇒ 医療給付費に必要な費用は全額、都が品川区へ交付。区は都へ納付金(標準保険料率に基づく保険料徴収相当額)を納付する。
 ⇒ 都は、都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示し、区はそれらを参考に保険料率を決定する。※
 (※ただし、特別区は現在23区統一保険料方式をとっており、広域化後においては新たな統一保険料方式による保険料率とすることを原則とする。)
 ⇒ 都は国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。



② 国保の広域化(都道府県化)のポイント

1. 財政運営の責任主体が東京都となる。
2. 窓口業務等は現行通り品川区が担う。
(資格管理の広域化、各種証(保険証等)の名称変更等はある)
3. 納付金(+ 標準保険料率)の導入による、保険料率の決定。
4. 制度開始に伴い、国において公費を拡大し(保険者努力支援制度等)、さらに国および都において6年間の激変緩和措置(追加公費の投入)を行う。
(⇒都へ納める納付金が減算され、納付金を基礎とする保険料率が引き下げられる)

③ 特別区における調整について

1. 特別区では将来的に都内の保険料水準の統一化を目指すこととし、都の示す納付金をベースに算定する新たな統一保険料率方式を実施する。
(ただし、特別区水準を参考に各自独自に対応することも可能とする。)
2. 平成30年度から独自の保険料負担軽減策として、本来の賦課総額に94%を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図る。(6年間の実施予定)